

# 射水市補助金適正化に関するガイドライン

令和4年9月

射 水 市



## 1 趣旨・目的

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的な根拠としており、様々な分野における政策目的を効率的かつ効果的に実現していくための有効な手段として活用されています。

少子高齢化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響により、市の財政状況がますます厳しくなる中でも、限られた財源を効果的に運用して多様化・高度化する市民ニーズに応えるために、補助金制度は今後も重要な役割を果たしていきます。

その一方で、補助金は、公的な財政支援であることを踏まえ、その必要性について市民の理解が十分に得られるものでなければなりません。

また、社会情勢の変化にあわせて補助金を検証することが、一層重要となっています。

本市では、これまで「市単独補助金の見直し」を行財政改革集中改革プランの取組の一つとして位置づけ、平成 18 年度から各種補助金の必要性や費用対効果、経費負担の在り方など、毎年度の予算編成時において見直しを図ってきました。

しかし、補助金交付申請や交付決定等に係る事務手続きについては「射水市補助金等交付規則（平成 17 年 11 月 1 日規則第 28 号）」において定めていますが、具体的な交付基準や見直し基準については定めていません。

このような状況を踏まえ、「射水市補助金適正化に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定し、本市の補助金に対する考え方及び統一的な基準を明確にすることで、補助金の適正かつ効果的な運用を図ります。

## 2 補助金の定義

本市では、「補助金等」を「射水市補助金等交付規則」において次のように定義づけています。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他市が相当の反対給付を受けない給付金をいう。

本ガイドラインでの「補助金」は、歳出予算に係る節の区分のうち、節「負担金補助及び交付金」の細節「補助金」とします。

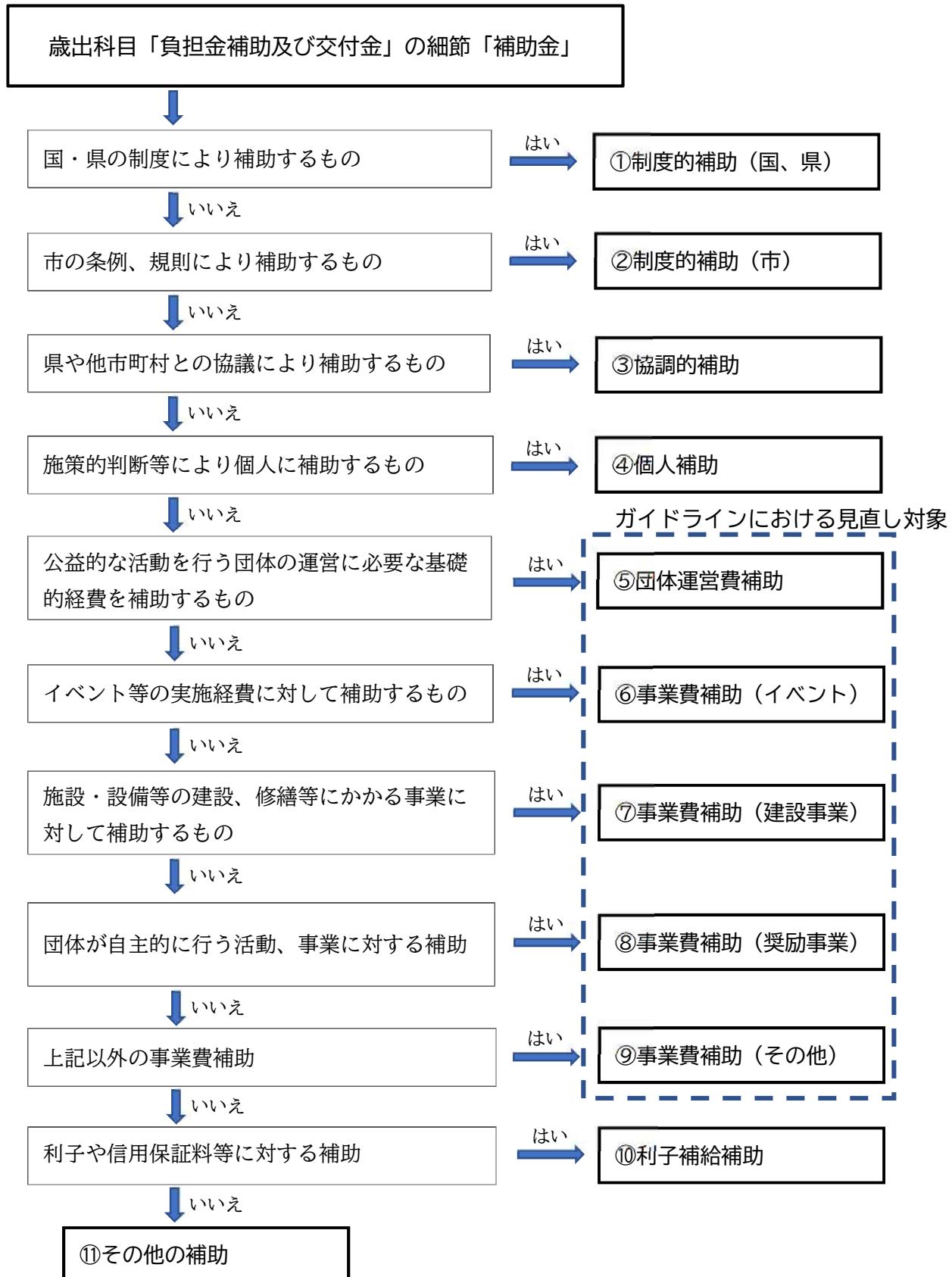
### 3 補助金の分類及びガイドラインの適用範囲

補助金は支出の目的や性質が異なるため、性質別に次のとおり分類します。

本ガイドラインにおける見直しの対象は太枠内の「団体運営費補助」「事業費補助」とします。

| 分類         |             | 内容  |
|------------|-------------|---|
| 制度的<br>補助金 | ①制度的補助（国、県） | 国・県の制度により補助するもの   |
|            | ②制度的補助（市）   | 市の条例、規則により補助するもの  |
|            | ③協調的補助      | 県や他の市町村との協議により補助するもの                                      |
| 施策的<br>補助金 | ④個人補助       | 社会情勢や少子高齢化対策等、施策的判断等により、市が独自で個人に対して補助するもの                 |
|            | ⑤団体運営費補助    | 団体が実施する活動に公益性があると認定した上で、その団体の運営に必要な基礎的経費（人件費、管理費等）を補助するもの |
|            | 事業費<br>補助   | まつり、スポーツ、文化活動等のイベントや大会の実施経費に対して補助するもの                     |
|            |             | 施設・設備等の建設、修繕等にかかる事業に対して補助するもの                             |
|            |             | 団体が自主的に行う活動、事業に対し、補助するもの                                  |
|            |             | 上記以外の事業費補助  |
|            | ⑩利子補給補助     | 利子や信用保証料等の一部または全部を補助するもの                                  |
|            | ⑪その他の補助     | 上記分類のいずれにも属さないもの  |

## 補助金分類のフローチャート



## 4 基本的な視点

補助金の見直しに当たっては、次に示す基本的な視点を踏まえ、適切な内容となっているか検証を行います。

### (1) 公益性\*

- ・ 補助事業の内容が市の施策と整合性が図られているか。
- ・ 事業効果が広く市民生活の向上に資するものとなっているか。
- ・ 補助事業の目的、内容が市民ニーズに合致しているか。

### (2) 公平性

- ・ 補助事業の効果が、特定の個人や団体等の利益に限定されていないか。
- ・ 他の団体等との間で公平性が保たれているか。

### (3) 有効性

- ・ 補助事業の実施により、期待された効果が得られているか。
- ・ 補助事業の実施が市の施策目的の実現にとって最適の手段となっているか。

### (4) 妥当性

- ・ 補助対象経費は、適正かつ明確であるか。
- ・ 補助金額、補助率は適切かつ妥当であるか。
- ・ 定額補助の場合は、積算根拠が明確であるか。

#### ※ 公益性について

補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、補助事業の効果が幅広く市民生活の向上に資するものかどうか等の明確な「公益性」が認められる必要があります。

公益性の有無については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」第2条第4項に定められる「公益目的事業」を行うことを主たる目的としているかどうかにより判断します。（16ページ参照）

## 5 見直しの基準

補助金の見直し基準は以下のとおりとし、基準に適合していない項目については、合理的な理由がない限り見直しを行うこととします。

### (1) 補助金額、補助率等の適正化

補助事業の実施主体は交付先の団体であることから、補助率は、原則として補助対象経費の2分の1以内、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とします。

2分の1を超える補助率を設定する場合は、その理由を十分に説明できるよう整理しておくこととします。

また、定額で支出している補助金は、積算根拠を明確にすることとします。

### (2) 補助対象経費の明確化

補助対象経費は、原則として補助対象事業の実施に必要な経費に限るものとします。

補助対象経費が明確となっていない場合はその範囲を明確にし、次の経費は対象外とします。

- ① 人件費（補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。）
- ② 食糧費
- ③ 交際費、慶弔費、親睦会費など、補助事業と直接関係のない経費
- ④ 補助事業の目的達成に直接関係のない視察や研修の経費
- ⑤ そのほか、社会通念上、公費負担がふさわしくないと考えられる経費

### (3) 運営費補助から事業費補助への移行

補助金の目的は、団体等が存続するためではなく、団体等の事業活動が公益性を有することから補助するものであり、原則として団体運営費補助は補助対象となる事業を明確にし、目的、使途を明確にした上で、事業費補助への移行を検討、実施することとします。

ただし、法令等により設置されている公共的団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体の運営費補助については、この限りではありません。

### (4) 重複、類似する補助金の整理統合

目的や内容が重複、又は類似する補助金がある場合は、整理・統合を検討することとします。また、同一事業へ複数の補助を行っている場合は、可能な限り統合することとします。

## （5）補助金交付先の財政状況の把握

交付先団体等の事業収入や会費の徴収状況を確認し、自主的な運営が可能であり、補助金への依存度が低い状況である場合は、補助金の段階的な廃止または減額を図ります。

また、補助金交付額を上回る繰越金や積立金、余剰金を有していると認められる場合は、その使途や目的を確認し、合理的な理由がない場合は補助の停止や廃止、減額を検討することとします。

## （6）補助金交付期間又は見直し期間の設定

補助金の実効性を高めるため、原則3年以内の補助金交付期間又は見直し期間を設定することとします。

補助金交付期間を設定した事業については、期間の終期が到来した時点で原則廃止としますが、継続する必要がある場合は、終期の到来前にゼロベースから見直し、補助の必要性や効果等を検証することとします。

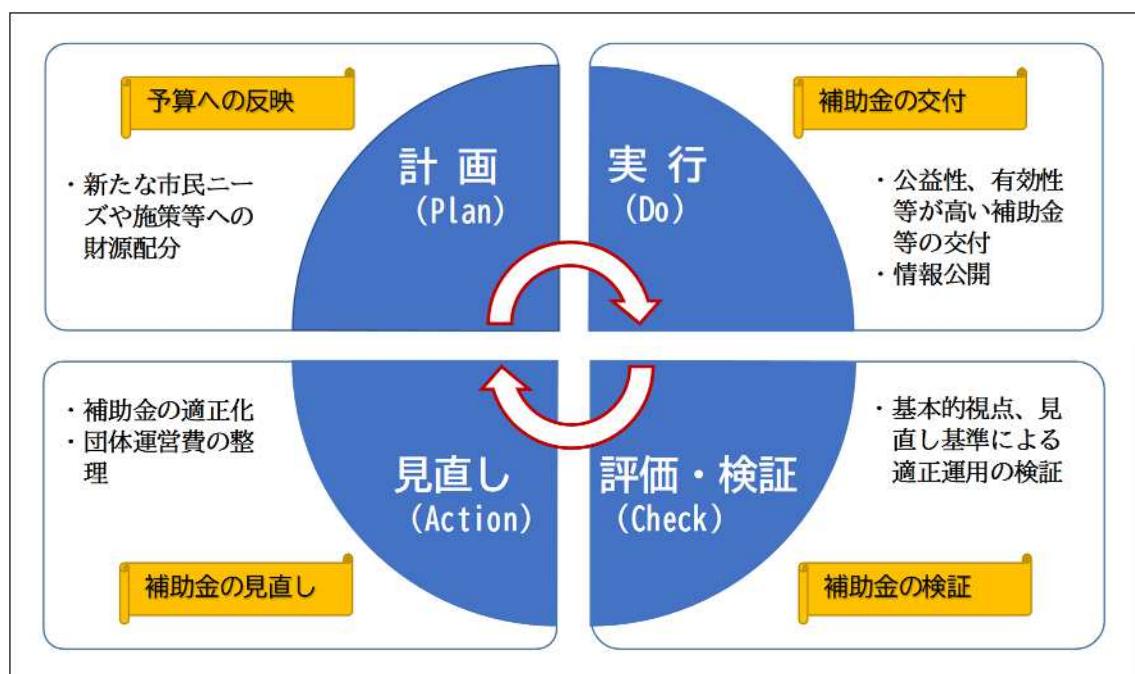
## 6 見直しの進め方

補助金の見直しに当たっては、補助金交付期間又は見直し期間の終期到来ごとに、本ガイドラインで示した基本的な視点や見直しの基準により、所管課において別紙補助金チェックシートを用いて適合状況を確認し、適正に運用されているか検証します。検証の内容はホームページ上で公開するとともに、補助金の在り方や見直しの方向性については、関係団体等との調整を図った上で、次年度以降の予算に反映していくなど、PDCAサイクルを効果的に実施していきます。

既存の補助金については、令和7年度までに順次見直すこととし、また、補助金を新設する場合は、基本的な視点や見直しの基準の趣旨を踏まえて、事前に十分な検討を行うこととします。

なお、補助金の交付に対して根拠法令のないものについては、交付要綱等を整備し、補助目的、対象、補助対象経費及び補助基準を明確にすることとします。

補助金の見直しにおけるPDCAサイクルのイメージ



# 補助金チェックシート

|     |  |
|-----|--|
| 所管課 |  |
|-----|--|

## 1 補助金の名称等

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| 補助金名称    |   |   |   |
| 根拠法令・要綱等 |   |   |   |
| 予算科目     | 款 | 項 | 目 |
| 分類       |   |   |   |

## 2 補助金の概要

|                   |                                     |     |          |
|-------------------|-------------------------------------|-----|----------|
| 補助目的              |                                     |     |          |
| 補助事業の内容           |                                     |     |          |
| 補助対象経費の内容         |                                     |     |          |
| 補助期間              | 開始<br>年度                            | ～   | 終期<br>年度 |
| 交付先               | 公共的団体<br>公益的活動を行う団体<br>その他の団体<br>個人 |     |          |
| 補助金の算出方法          |                                     |     |          |
| 補助率               |                                     | 上限額 |          |
| 補助率が2分の1を超える場合の理由 |                                     |     |          |

## 3 交付実績

|        | 令和<br>年度 | 令和<br>年度 | 令和<br>年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 補助対象経費 | 千円       | 千円       | 千円       |
| 補助金額   | 千円       | 千円       | 千円       |

## 4 チェック項目

(○:妥当 △:改善の余地あり -:該当なし)

| 項目                            | 評価                              | 理由 |
|-------------------------------|---------------------------------|----|
| 公益性                           | 補助事業の内容が市の施策と整合性が図られているか        |    |
|                               | 事業効果が広く市民生活の向上に資するものとなっているか     |    |
|                               | 補助事業の目的、内容が市民ニーズに合致しているか        |    |
| 公平性                           | 補助事業の効果が特定の団体や個人の利益に供していることはないか |    |
|                               | 他の団体等との間で公平性が保たれているか            |    |
| 有効性                           | 補助事業の実施により期待された効果が得られているか       |    |
|                               | 補助事業の実施が最適の手段となっているか            |    |
| 妥当性                           | 補助対象経費は適正かつ明確であるか               |    |
|                               | 補助金額、補助率は適切かつ妥当であるか             |    |
|                               | 定額補助の場合は積算根拠が明確であるか             |    |
| 要綱は設置しているか                    |                                 |    |
| 類似した補助はないか                    |                                 |    |
| 補助金交付期間(又は見直し期間)を3年以内で設定しているか |                                 |    |

## 5 効果、課題及び今後の方向性

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 効 果<br>※補助事業による市民全體に対する効果を具体的に記載 |  |
| 課 題                              |  |
| 今後の方向性                           |  |

【参考】団体の財務内容

|            |     | 令和 年度 | 令和 年度 | 令和 年度 |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| 補助金<br>助成金 | 市   | 円     | 円     | 千円    |
|            | その他 |       |       |       |
| 事業収入       |     |       |       |       |
| 会費         |     |       |       |       |
| 繰越金        |     |       |       |       |
| その他        |     |       |       |       |
| 合計         |     |       |       |       |
| 積立金等残高     |     |       |       |       |

## ○射水市補助金等交付規則

平成 17 年 11 月 1 日

規則第 28 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、法令及び条例並びにこれらに基づく規則その他特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、利子補給金、事業共催の場合の負担金その他市が相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

## (補助金等の交付基準)

第 3 条 補助金等は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

## (交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) 工事の施行に当たっては実施設計書
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が心要と認める書類
- 2 前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項に規定する添付書類の一部は、市長の定めるところにより省略することができる。

## (交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定により補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに第 6 条の規定により条件等を付した場合はその条件等を、補助金等交付決

定通知書(様式第1号の2)により速やかに申請者に通知するものとする。

(交付の決定をしないことができる場合)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 射水市暴力団排除条例(平成24年射水市条例第1号)第6条に規定する暴力団  
又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付の条件等)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第7条 第5条第3項の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた者が、当該通知に係る決定内容又は前条の規定により付された条件により難いときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ期限を定め、補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

(事業計画の変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金等の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第1号の3)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等を承認したときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更等を承認したときは、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金等の交付の請求)

第11条 補助金等は、補助事業者が当該補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金等の全部又は

一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長が定める期日までに、補助事業実績報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第3号の2)により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が第5条第3項により通知した金額と同額のときは、確定の旨の通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 第5条の2各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
  - (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - (4) 第16条の規定に違反して市長の承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
  - (5) 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更するときは、補助事業者に文書を交付して通知するものとする。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、第10条第2項若しくは前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、若しくは変更した場合又は第11条第1項ただし書の規定により補助事業完了前に補助金等の交付を受けた額が第13条の規定による確定額を超える場合において、当該取消し若しくは変更に係る部分又は超える部分に関し既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を補助金等返還命令書(様式第4号)により求めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金等の交付の決定を辞退し、又は既に補助金等の交付を受けた者が当該補助金等の全部に相当する金額を市に返納した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が指定するもの
- (その他)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の新湊市補助金等交付規則(昭和 48 年新湊市規則第 32 号)、小杉町補助金等交付規則(平成 3 年小杉町規則第 7 号)、大門町補助金等交付規則(平成 13 年大門町規則第 4 号)、大島町補助金交付規則(昭和 54 年大島町規則第 1 号)又は下村補助金交付規則(昭和 54 年下村規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の射水市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がされる補助金等から適用し、同日前に交付の決定がされた補助金等については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日規則第 52 号)

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

平成 18 年 6 月 2 日

法律第 49 号

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的と

する事業

- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの